

令和3年度

**国の施策並びに予算に関する提案・要望
(商工労働関連)**

令和2年8月

大 阪 府

令和3年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (商工労働関連)

日頃から、大阪府商工労働行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、日本経済にかつてない深刻な影響が出ている中、大阪の中小企業をとりまく経営環境も厳しい状況にあります。

大阪府では、「新しい生活様式」のもとで事業者に対する事業継続支援を実施するとともに、コロナ禍終息後を見据えた経済の再生・復活に向け、大阪の経済を支える中小企業の持続的な発展を支援するため、ICTなどを活用した新事業の創出や事業承継支援、スタートアップ・エコシステムの構築などに取組んでまいります。

また、2025年に開催決定した大阪・関西万博のインパクトを最大限活用するとともに、中之島や彩都、健都においてライフサイエンス分野に関連する研究機関や企業等が集積した拠点形成を推進するなど、今後の大阪経済の成長の礎となる成長産業を育成していきます。

さらに、コロナ禍による大きな影響を受けた雇用の回復に軸足を置きつつ、若者・女性や障がい者、高齢者、外国人など多様な人材が活躍できるよう、働き方改革など就業支援を行うとともに、産業振興と一体となった人材育成に取り組んでまいります。

これらの施策の推進にあたっては、国・広域自治体・基礎自治体の役割分担を徹底し、地域の実情にあった事業を適切かつ効果的に展開できるよう、地方分権改革を一層進めることが不可欠です。

令和3年度の国家予算編成に当たりましては、本府の商工労働分野における課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年8月

大阪府知事

吉村 洋文

I コロナ禍の影響を受けた中小企業等の支援について

1. 中小企業の倒産防止・事業継続支援 1
2. 中小企業の経営安定化等の対策強化 1
3. テレワークの促進に向けた対応 1
4. 雇用の維持・創出 2
5. コロナ禍終息後の中小企業等のグローバル化支援施策の拡充・強化 2

II 中小企業等の活力が発揮できる環境づくり

1. 創業者向け融資における保証対象要件の緩和 3
2. 商業活性化施策の充実・強化 3
3. 大規模小売店舗による地域貢献 3
4. スタートアップ・エコシステム拠点の形成 3

III 大阪・関西のポテンシャルを活かした成長促進

1. 健康・医療関連産業の世界的クラスター形成 4
2. 「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた支援の強化 4
3. 新エネルギー産業の成長促進 5
4. 競争力強化に向けた産業基盤の整備 5

IV 多様な人材が活躍できる環境づくり

1. 障がい者雇用の促進 6

2. 労働環境の向上	7
3. あいりん地域対策の強化	8
4. ホームレスの方の就労機会の確保・提供	8

V 国と地方の適正な役割分担について

1. ハローワークの地方公共団体への移管	9
2. 運輸事業振興対策の推進	9

I コロナ禍の影響を受けた中小企業等の支援について

新型コロナウイルスの感染拡大により日本経済への深刻な影響が出ている中、大阪府の中小企業をとりまく経営環境も厳しい状況にある。感染拡大が引き続き予断の許さない状況にある中、感染症対策に留意しながら経済・雇用の維持・回復を図るためには、コロナ禍終息後も視野に入れた中小企業等の経営環境の改善・整備を図っていく必要があることから、以下について要望する。

1. 中小企業の倒産防止・事業継続支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業の倒産が増加傾向にある。

現在、インバウンド需要の消失、外出自粛などの影響を大きく受けた飲食店を含むサービス業の倒産が目立つが、コロナ禍終息の予測がつかない中、今後、他の様々な業種への波及や連鎖倒産の可能性も懸念される。

引き続き、厳しい経営状況が予想される中小企業の倒産防止と事業継続に向けて、家賃等の固定経費の軽減や制度融資の安定的な実施など、事業活動の下支えへの継続的な支援を行うとともに、経済の早期回復に向けた需要喚起策を講じること。

2. 中小企業の経営安定化等の対策強化

新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの毀損等により、多くの中小・小規模企業において経営状況が悪化している。同時に、下請かけこみ寺への相談件数も今年3月以降急増している状況にある。

こうした中で、親事業者からの、適正なコスト負担を伴わない納期短縮等のいわゆる“しわ寄せ”を防止するとともに、できる限り従来の取引関係を維持し、優先的に発注を行うよう、下請取引の適正化に向けて、一層の啓発強化を図ること。

3. テレワークの促進に向けた対応

テレワークについては、働き方改革等に資するだけでなく、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化も懸念されることから、その推進が強く求められている。中小企業等においては、テレワーク導入に伴う費用面の課題もあることから、その導入を促進させるために、働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感

染症対策のためのテレワークコース)の補助率及び上限額を引き上げるとともに、交付申請の期間等を延長すること。

加えて、中小企業生産性革命推進事業における各種補助金の特別枠についても、実施期間を延長すること。

また、テレワークの急速な普及に伴い、様々な課題が顕在化している。例えば、テレワークに際しては、労働の長時間化、仕事と仕事以外の時間の切り分けの難しさ、孤独感や疎外感から生じるメンタル不調の問題など、労働者に不利益を及ぼす事象が増えていることから、行政施策による対応が求められている。

そこで、大阪に設置が予定されている良質なテレワークを普及・促進する「テレワーク相談センター」の設置を急がれるとともに、事業実施にあたっては、労働相談や労働者のメンタルヘルスサポート等の実施主体である地方自治体と密接に連携すること。

4. 雇用の維持・創出

新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞に伴い、雇止めや解雇等により離職者が増加するなど、雇用情勢の悪化が懸念される。これらに対応するため、以下の措置を図ること。

- ① 雇用調整助成金の特例措置の延長など休業者等の離職を防ぎ、雇用を維持する対策の充実・強化を図ること。
- ② リーマンショック後に「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」が創設されたように、一時的な雇用機会の創出といった離職者支援のための必要な財源を都道府県に対して措置すること。

5. コロナ禍終息後の中小企業等のグローバル化支援施策の拡充・強化

新型コロナウイルス感染症拡大により、人の移動を伴う販路開拓が困難となり、中小企業の独力での海外展開が困難となった。そこで、対面によらない販路開拓が行えるよう越境EC(イーコマース)等を活用し、BtoCのみならずBtoBのEC化も促進すること。また、コロナ禍終息後の次の段階を見据え、海外から国内企業への出資、外国企業との業務提携や共同技術研究・開発等による中小企業等のグローバル化がより加速されるよう、外資系企業等に対し法人税率の軽減や、中小企業と連携して取り組む共同技術開発に対する支援制度の創設など、海外からの対内直接投資等への戦略的な優遇策の強化・拡充を図ること。

Ⅱ 中小企業等の活力が発揮できる環境づくり

1. 創業者向け融資における保証対象要件の緩和

創業者向け保証制度（創業関連保証・創業等関連保証）は、創業前又は創業後日の浅い中小企業者が円滑な資金調達を行う上で重要な役割を果たしているが、個人事業者として創業した後、法人となった場合は、本制度を利用できない。資金需要が高まる創業期は、法人格の有無にかかわらず手厚く支援すべきであることから、法人となった場合でも、個人事業者と同様に本制度を利用できるよう要件緩和を図ること。

2. 商業活性化施策の充実・強化

人口減少・高齢化社会が進む中、商店街は地域の商業・サービス拠点であるとともに、地域コミュニティの中で、安全・安心な地域づくりに重要な役割を果たしていることから、意欲的な取組みを進める商店街等に対する支援策の充実・強化を図ること。

なお、現在、商店街等への国庫補助金は、地方公共団体を經由しない、いわゆる「空飛ぶ補助金」となっているが、地方分権改革の趣旨に鑑み、地域の実情を理解した地方公共団体がより実態に即した対応ができるよう早期に権限・財源の移譲を検討すること。

3. 大規模小売店舗による地域貢献

大阪府では、大阪府事業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例を制定し、事業者に対して、商店会、商工会及び商工会議所等が取り組む地域のまちづくりへの活動への積極的な協力や、これら地域の経済団体への加入等による相互の協力を求めている。

全国に立地する大規模小売店舗が、商店会等への加入をはじめ、地域のまちづくり、地域貢献等への協力を努めることを大規模小売店舗立地法に明文化すること。

4. スタートアップ・エコシステム拠点の形成

新型コロナの影響によりデジタル社会への構造転換が一層加速する中、スタートアップの活躍は一層期待されている。今年7月には国が進める「スタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」における「グローバル拠点都市」に京阪神として選定された。

拠点形成推進に際しては、起業家育成や投資家誘致等のアクセラレータ機能の

強化、創業間もないスタートアップに有利な税制措置、海外スタートアップやベンチャーキャピタル誘致に向けた税制措置、活用しやすい規制緩和制度、都市の魅力や特色を踏まえた海外への情報発信、経営幹部及び候補人材の流動化などの支援施策を一層強化・拡充すること。

Ⅲ 大阪・関西のポテンシャルを活かした成長促進

1. 健康・医療関連産業の世界的クラスター形成

<未来医療国際拠点の形成>

中之島四丁目地区においては、再生医療をベースに未来医療の産業化を推進する国際拠点の形成に向けた取組みを進めている。再生医療の産業化に不可欠な「細胞・組織の安定供給システム」の構築など、当該拠点における産業化推進に向けた取組みに対し、財政支援など必要な支援を行うこと。

<PMDA関西支部の機能強化>

革新的な医薬品等の実用化を促進するためには、PMDA 関西支部の運営の安定化を図ることが重要であり、利用件数の拡大に向けた同支部利用料制度の見直しや運営交付金の確保など、所要の措置を講じること。

また、同支部において再生医療分野に関する相談から審査までを一気通貫で実施できる体制を構築するなど、さらなる機能強化を図ること。

2. 「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた支援の強化

「未来社会の実験場」をコンセプトとする 2025 年大阪・関西万博を見据え、いわゆる「空飛ぶクルマ」について大阪で実用化するための実証実験が早期に実施できるよう、管制制度や機体認証手続などの制度構築を進めるとともに、安全確保のもと必要に応じて航空法に基づく規制を緩和するなど、社会実装に向けた支援を強化すること。

3. 新エネルギー産業の成長促進

＜水素関連産業の振興＞

2025年大阪・関西万博を絶好の機会と捉え、水素社会の実現に向けた動きをさらに加速させ、水素関連産業の振興を一層促進するため、水素モビリティや FCFL 等への支援を継続するとともに、以下の措置を図ること。

- ① 万博開催を見据え、高速道路を走行可能な燃料電池バスや燃料電池船の実用化に向けた技術的基準等の確立と開発支援、水素を活用した革新的なエネルギーシステム導入に向けた実証実験等への支援強化を図ること。また、アクセス手段として期待される燃料電池バスの導入補助率の拡大を図ること。
- ② 国では、水素ステーションを2025年度までに320箇所程度整備し、2020年代後半までに水素ステーション事業の自立化を目指すと示されている。大阪府においては、2025年度に28箇所の目標を掲げ整備促進に取り組んでいるところであり、ステーション整備補助及び運営補助を継続すること。
- ③ 水素ステーションでは常駐スタッフの人件費がコスト高の要因となっていることから、運営事業者の負担軽減とユーザーの利便性向上につながる、遠隔監視によるセルフ運転のさらなる普及拡大に向け、必要な安全対策の検討や規制緩和等を速やかに進めていくこと。

4. 競争力強化に向けた産業基盤の整備

＜遊休産業用地の有効活用促進＞

企業における生産拠点の集約化や生産方式の効率化により、これら企業の保有地の中で低・未利用状態にある遊休産業用地が生まれている。一方、大阪府内では、成長期にある中小企業の拡大展開を行うのに必要となる産業用地が不足している。そこで、このような遊休産業用地の流動化を促し、産業用地として活用が図られるよう、譲渡所得課税の軽減など有効活用促進方策について検討すること。

＜堺・泉北臨海工業地域の競争力強化＞

堺・泉北臨海工業地域は、石油、化学、素材、エネルギーなど石油安定供給に依存する多様な産業が集積し、年間製造品出荷額は約3兆円にのぼるなど、地域だけでなくわが国経済において極めて重要な役割を果たしている。ついては、石油コンビナートの生産性向上や強じん化推進がより一層効果的に進められるよう、次の施策を充実されたい。

- ① 国際競争力強化に向けた石油コンビナートの生産性の向上や強じん化に資する設備投資に対する支援制度を充実するとともに、以下の制度改善を行うこと。
 - ・ 支援の対象をコンビナートを構成する石油化学や鉄鋼等にも拡大すること。
 - ・ 強じん化に資する支援資金の使途を拡大すること。
 - ・ 複数年度にわたる計画や事業所ごとの申請等柔軟に認めること。
- ② 公共性の高い民有護岸等の耐震補強などに対する財政支援を充実・強化すること。
- ③ 産業基盤を支えるライフラインである工業用水道事業の施設更新や耐震化等に対する補助制度について、支援対象の拡充及び安定的かつ継続的な財源措置を講じること。

IV 多様な人材が活躍できる環境づくり

1. 障がい者雇用の促進

中小企業における障がい者の雇用の促進及び職場定着を支援するため、以下の施策を実施すること。

<現状の把握・分析等>

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大による中小企業への影響も踏まえながら、特に常用労働者 100 人以下の中小企業が障がい者の雇用義務を果たすための課題と課題解決のための誘導・支援ニーズの把握に努めること。
- ② 障がい者雇用促進法に基づく障がい者の雇用状況は、事業主毎に報告を受けているため、障がい者が実際に働いている事業所が所在する都道府県単位で把握できない。地域の実情に応じた雇用施策を講ずることができるよう調査方法を改め、その結果を公表すること。

<法定雇用率達成に向けた誘導・支援の強化>

- ① 大阪府内には障がい者の雇用義務のある企業数が多いため、大阪労働局管内ハローワークについては、法定雇用率の達成指導及び援助を行う職員を増員するなど、その体制強化に努めること。
- ② 中小企業の障がい者雇用の促進するため、特定求職者雇用開発助成金の支給期間の拡大や支給要件の緩和に努めること。

＜制度の改善・拡充＞

- ① 中小企業における障がい者雇用を促進するため、障害者雇用納付金制度における調整金及び報奨金の額を引き上げるとともに、報奨金を受け取るための要件となる雇用障がい者数の引下げを図ること。
- ② 雇用率制度の対象障がい者の範囲について、諸外国における仕組みを早急に検討の上、身体障害者手帳等を有していない難病患者や内部障がい者、高次脳機能障がい者及び発達障がい者（以下「難病患者等」）についても対象に追加すること。
- ③ その他事業主に対する支援制度を以下のとおり拡充すること。
 - ・手話通訳担当者及び要約筆記担当者委嘱助成金について、対象障がい者を雇用している事業主の意見を踏まえた支給期間の延長や支給額の増額
 - ・難病患者等を障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加

＜先進的な取組の導入＞

- ① 本府が全国に先駆けて実施してきた「聴覚障がい者等ワークライフ支援事業」については、労働法規に詳しい手話通訳者2名を専門相談員として配置し、聴覚障がい者等への相談支援などを実施することで職場定着に成果をあげている。今後、聴覚障がい者等の職場定着を一層支援するため、国の雇用支援制度の一つとして創設すること。
- ② 本府では、入札参加事業主における障がい者の実雇用率の状況を評価する総合評価一般競争入札制度等を導入し、障がい者雇用の拡大に効果を上げている。国の契約においても障がい者雇用に取り組む事業主が評価される制度の導入を検討すること。

2. 労働環境の向上

＜最低賃金の引上げ＞

国が定める最低賃金については、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして十分に機能するよう、地域の実情に応じた最低賃金の引上げに努めること。

3. あいりん地域対策の強化

＜「あいりん労働福祉センター」の耐震対策の推進＞

「あいりん労働福祉センター」の耐震対策について、府は、解体工事を円滑に進めるため、「明渡請求訴訟」を提起した。今後、国として閉鎖した旧「あいりん労働福祉センター」について、解体工事が完了するまでの間、大阪府と連携しながら管理を行うこと。また、新労働施設の整備を含めて、いわゆる「青空労働市場」の解消を図るため、国において設置された寄り場、駐車場等の労働施設の機能を維持するために必要な措置について、考え方を示されたい。

＜あいりん地域における雇用対策の充実＞

労働施設検討会議では、高齢者、女性、若者、外国人など多様な就労相談に対応するため、ワンストップ相談窓口の設置が求められている。国は、多様なあいりん地域の不安定就労者の就業機会確保のため、新労働施設において、阿倍野ハローワークコーナーの設置に向けた地方公共団体との「一体的実施事業」を行うこと。

また、建設事業主等に対する社会保険制度の適正加入を促進させ、「日雇労働求職者給付金」の支給要件については、雇用保険印紙が25枚以下であっても枚数に応じて支給するなど柔軟な対応を図るとともに、日雇労働者の技能向上による安定就労に向けた取り組みを充実するなど、同地域における職業紹介事業等を効果的に実施すること。

4. ホームレスの方の就労機会の確保・提供

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が再延長されたが、大阪府では多くのホームレスの方が存在しており、引き続きホームレスの方の自立を支援するため、国の事業である「ホームレス就業支援事業」の委託費を増額すること。

また、ホームレスの方の就労機会を確保するためには、まず、住居の確保が必要であることから、「生活困窮者自立支援法」の住居確保給付金事業の対象外となっている敷金、礼金を対象とするとともに、家賃債務保証や緊急連絡先の確保など、ホームレスの方が活用しやすい制度とすること。さらに、就労訓練事業においては、ホームレスの方を受け入れる協力事業所への支援により、就労訓練者の賃金確保につながるよう制度を充実すること。

V 国と地方の適正な役割分担について

支援やサービスの重複とならないよう、国と地方公共団体の各種施策における役割と機能分担の明確化を図り、地域の実情に応じた効果的な施策展開を実施するため、地方分権改革の推進に向け、以下について要望する。

1. ハローワークの地方公共団体への移管

第6次地方分権一括法に基づく「新たな雇用対策の仕組み」を検証しながら、産業・福祉・教育等の取組と一体化させた雇用施策を、地域の実情に応じて効果的に実施できるよう、必要な人員・財源を合わせたハローワークの全面移管を検討すること。

2. 運輸事業振興対策の推進

地方トラック協会及び全日本トラック協会が貨物自動車運送事業法に規定する地方適正化事業及び全国適正化事業並びに地方トラック協会からの出捐金により全日本トラック協会が実施する各種事業の費用については、「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づく政令により、都道府県が地方トラック協会に交付する運輸事業振興助成交付金を充てることのできる旨、規定されているところである。

しかし、これらの事業については、法令に基づき国土交通省が実施させている事業又は全日本トラック協会が地方トラック協会の中央団体として全国統一的に実施しなければならない事業であることから、国費で措置すること。

あるいは、公金の適正執行の観点から、出捐金の使途に都道府県が関与できるようにするなど、その仕組みを見直すこと。